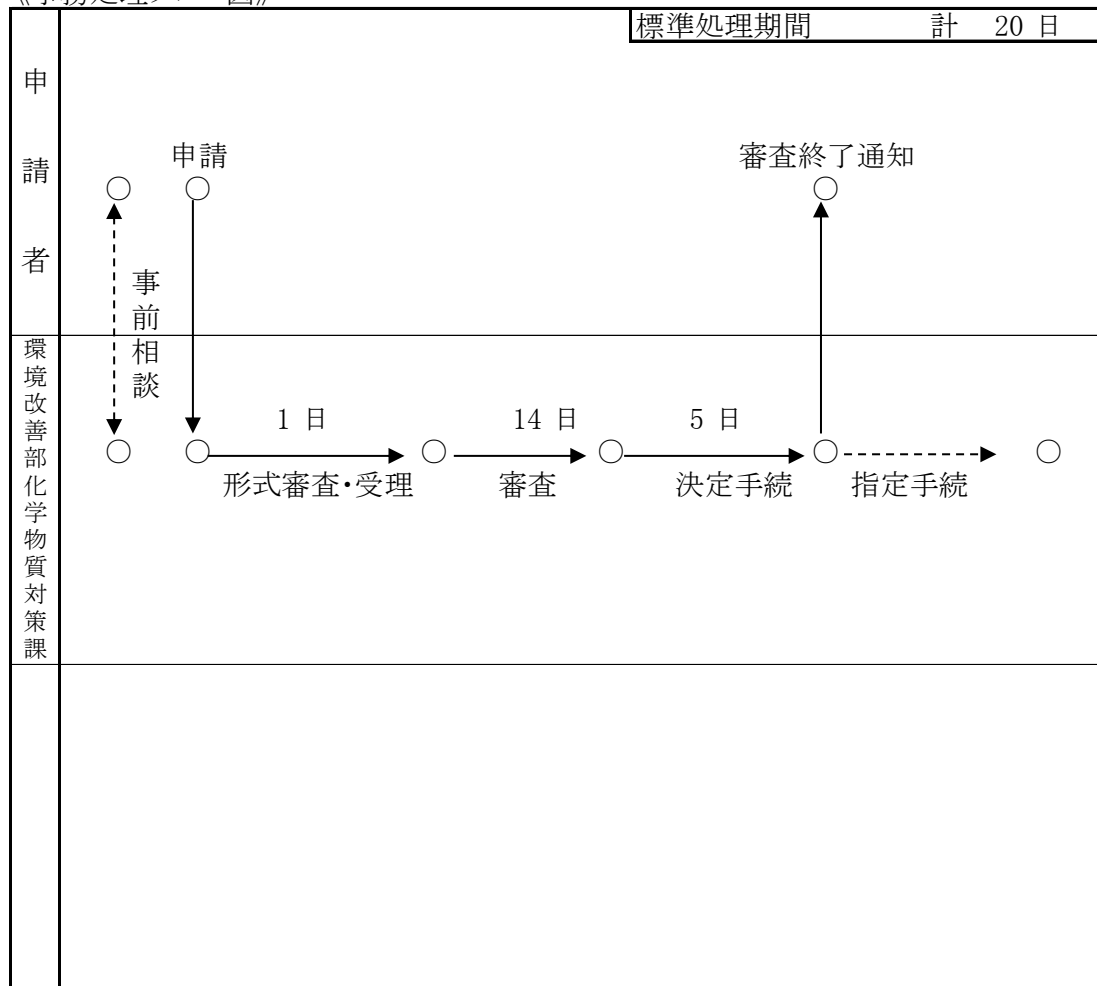


# 事務処理フロー図

事務名 指定の申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371~4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	申請内容について、土壌汚染対策法第14条第1項に基づき審査します。
4	決定手続	申請に係る調査が公正に、かつ法で定める方法により行われたものであると認めるときは、申請に係る調査は土壌汚染状況調査とみなし、要措置区域等に指定する決定をします。
備考	申請内容によって、必要があると認めるときは、申請に係る調査に関し報告や資料の提出を求めたり、関係職員による当該土地の立入検査を行うことがあります。 要措置区域等は東京都公報で公示し、台帳を調製するため、別途当該事務処理期間が加算されます。	